目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

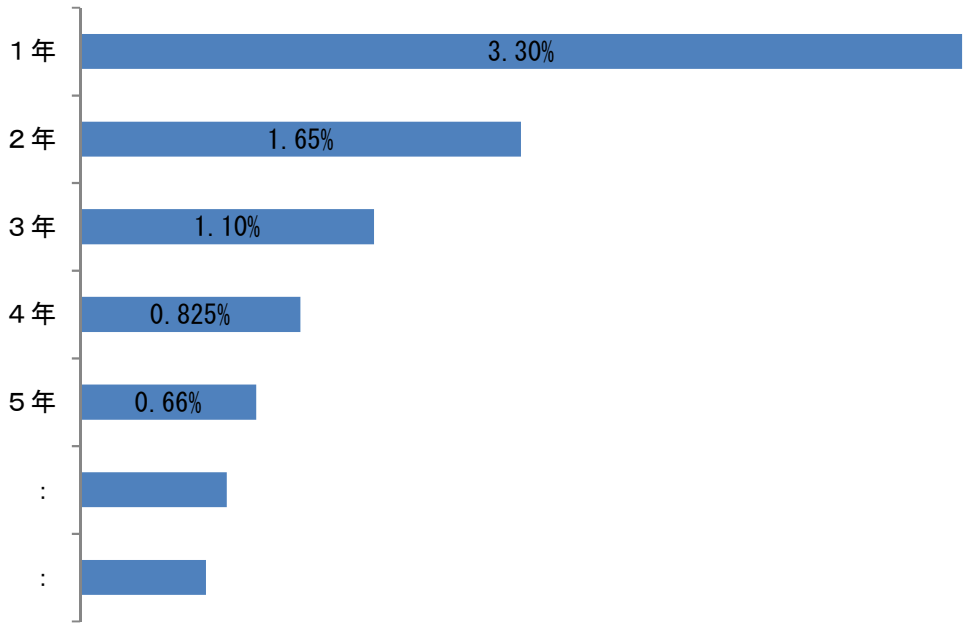
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

UBS

【使用開始日　2026年5月21日】

投資信託説明書（交付目論見書）

UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド／UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）

愛称：クールアース

追加型投信／内外／株式



本書は、以下の異なるファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」から構成されております。

・UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド
・UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）

この冊子の前半部分はUBS気候変動関連グローバル成長株式ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分はUBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）の「投資信託説明書（交付目論見書）」です。

※なお、この冊子を構成する二つの投資信託説明書（交付目論見書）の内容は、どちらかのファンドの事由により、一方のファンドの内容のみが更新されることがあり、その場合には、同一の項目であっても、内容や更新時期などが異なることがあります。

また、販売会社によってはどちらか一方のファンドのみの取り扱いになる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

UBS

【使用開始日　2026年5月21日】

投資信託説明書（交付目論見書）

UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド
愛称：クールアース

追加型投信／内外／株式



○本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○**当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**

○本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社]（ファンドの運用の指図を行う者）

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

[受託会社]（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式　一般））	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2026年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,820億円（2026年2月末現在）

- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月20日に関東財務局長に提出しており、2026年5月21日にその届出の効力が生じております。

©UBS2026.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 気候変動問題への対応に優れ、低炭素社会への長期的な移行から恩恵を受けると判断される世界各国の企業の株式を中心に実質的に投資を行います。

- 低炭素社会の実現に向けた取り組みは、あらゆるセクターの企業にとって長期的な成長と生き残りを賭けた構造的課題である一方、企業の収益成長に結びつく成長機会を生み出しています。
- 当ファンドでは、気候変動問題に対する社会全体に亘る広範な取り組みを投資機会として取り込むべく、主に以下の2つの企業群に着目して投資を行います。
 ①炭素削減の技術を有するソリューション・プロバイダー企業
 ②事業活動を通じて脱炭素社会を実現する各セクターにおけるリーディング企業
- 当ファンドはESGを投資銘柄選定の主要な要素としており、ESGを主要な要素として選定する投資銘柄の組入比率は100%とすることを目標としております。



資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 環境関連投資に豊富な経験と実績のあるUBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
・当ファンドの運用は、グローバルESG株式運用で優れた運用実績を持つ運用チームが、ESG分析の専担チームと協働して行います。

［マザーファンドの運用指図に関する権限の委託］
・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
・委 託 先 名 称：UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー
（UBS Asset Management（Americas）LLC）

3 年1回の決算時に収益分配を行います。

・毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき、分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 運用プロセス

・当ファンドは、低炭素社会の実現に向けて先進的な取り組みを行う高い投資魅力を有する企業を選別します。



＊当ファンドでは、アルコール、タバコ、遺伝子組み換え作物、ギャンブル・風俗関連、原子力、従来型の石油・ガスの採掘、石炭の採掘および一般炭(発電燃料用の石炭)から5%を超える収益を上げている企業および非人道的兵器にかかわる企業をポートフォリオから除外。また、国連グローバル・コンパクト原則(人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則)に違反している企業も除外。

2026年2月末現在

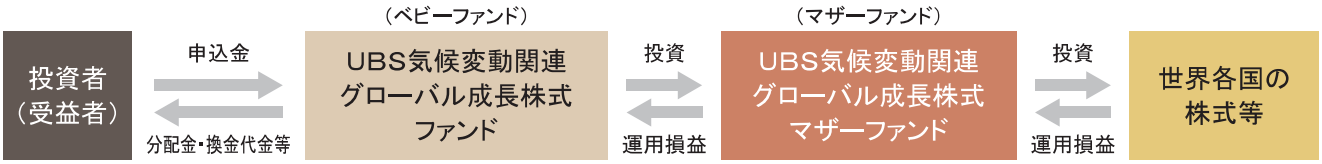
[ESGとは]
「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(統治)」の頭文字を取った言葉で、企業の持続的成長において重要な要素として注目されているものであり、当ファンドにおいてはこのうち「Environment(環境)」(二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギー等)に着目して運用を行います。

[当社のスチュワードシップ方針]
・UBSアセット・マネジメント・グループとして、各国のスチュワードシップ・コードならびに関連規制への準拠を表明しており、当社においても日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しています。
・企業のESGに関するパフォーマンスを分析し、特定されたリスクと機会についてエンゲージメントを行い、また一貫して議決権行使を行うことに、資産運用会社として責任を有すると考えています。投資家による積極的なオーナーシップが企業や市場全体の長期的な持続可能性と成功に貢献するものであり、効果的なスチュワードシップは、投資家と企業が直面する環境、社会、ガバナンスの問題を特定し、影響を与える機会を資産運用会社に提供すると考えています。
・UBSアセット・マネジメント・グループのスチュワードシップ方針ならびに実施内容等につきましては、以下のホームページをご参照ください。
http://japan1.ubs.com/am/pages/importance/ssc

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
[ファミリーファンド方式について]
当ファンドは「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20％以内とします。
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5％以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10％以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5％以内とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5％以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10％、合計で20％以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 主なリスク

・株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式（新規公開株を含みます。）に投資した場合の株価変動は、先進国に比べて大きくなる傾向があります。

・為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

・信用リスク

発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は株式の価格下落の要因のひとつであり、基準価額の下落の要因のひとつになります。

・流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

・大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

[ESGを銘柄選定の主要な要素とすることに関する留意点]
ファンドはESGの要素のうち気候変動への対応に優れ、低炭素社会への長期的な移行から恩恵を受けると判断される銘柄でポートフォリオを構築しているため、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。

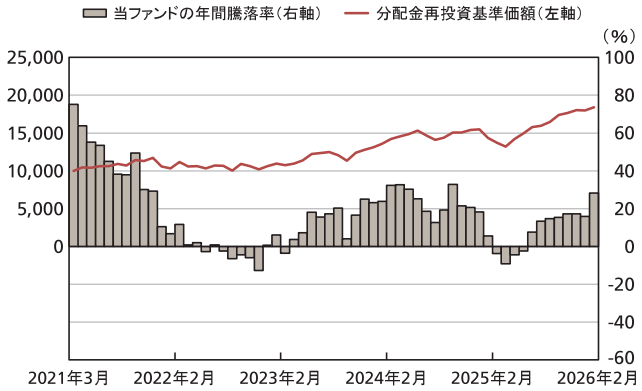
リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

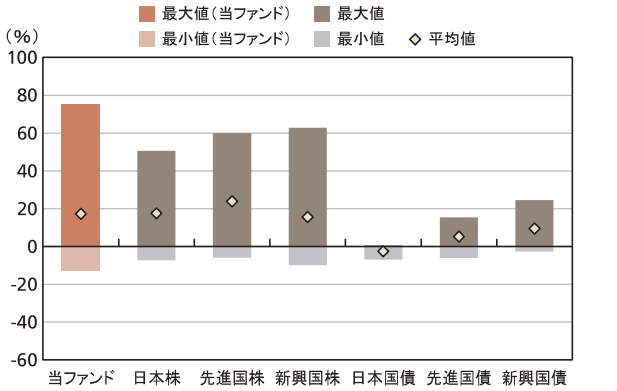
2021年3月末～2026年2月末



＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年3月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年3月末～2026年2月末



（%）

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	75.2	50.5	59.8	62.7	0.6	15.3	24.5
最小値	△ 12.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	17.2	17.5	23.9	15.5	△ 2.5	5.3	9.5

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2026年2月27日現在）



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
2024年8月	0円
2025年8月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2026年2月27日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	国／地域	業種	投資比率
1	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	6.12%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.62%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	半導体・半導体製造装置	4.39%
4	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.42%
5	REGAL REXNORD CORP	アメリカ	資本財	2.89%
6	DRAX GROUP PLC	イギリス	公益事業	2.66%
7	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	スペイン	銀行	2.53%
8	EUROFINS SCIENTIFIC	ルクセンブルク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.46%
9	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	2.41%
10	KNORR-BREMSE AG	ドイツ	資本財	2.32%

国／地域別投資比率

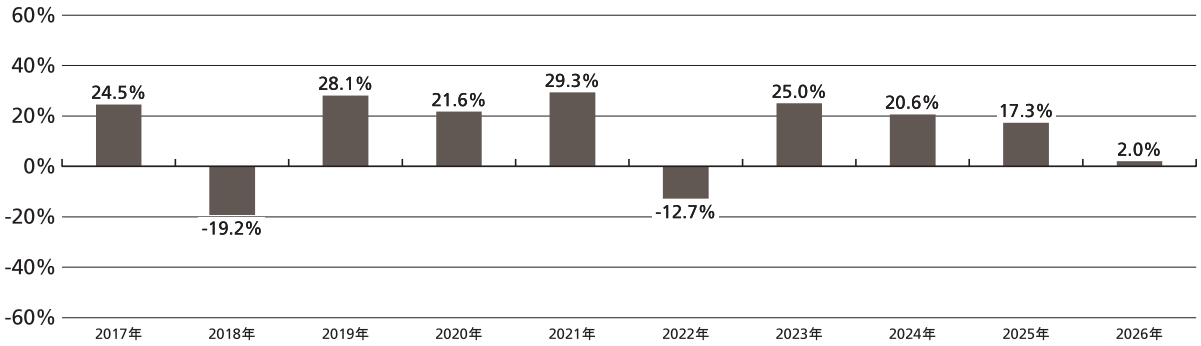
	国／地域	投資比率
1	アメリカ	47.94%
2	イギリス	4.83%
3	台湾	4.39%
4	ドイツ	4.31%
5	スペイン	4.13%
6	オランダ	4.10%
7	カナダ	4.05%
8	日本	3.45%
9	フランス	3.07%
10	ルクセンブルク	2.46%
その他の国		16.75%
現金・預金・その他の資産		0.52%
合計		100.00%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.53%組入れております。

業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率
株式	国内	電気機器	2.10%
		輸送用機器	1.35%
	外国	素材	8.74%
		資本財	15.29%
		商業・専門サービス	3.11%
		運輸	1.83%
		自動車・自動車部品	4.84%
		耐久消費財・アパレル	0.46%
		メディア・娯楽	6.12%
		食品・飲料・タバコ	3.50%
		ヘルスケア機器・サービス	3.13%
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.28%
		銀行	5.90%
		金融サービス	1.29%
		ソフトウェア・サービス	12.86%
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.93%
		公益事業	7.46%
		半導体・半導体製造装置	14.28%
合計			99.48%

年間収益率の推移（2026年2月27日現在）



※2026年は年初から2月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 （基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年5月21日から2026年11月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
スイッチング	当ファンドと別の目論見書により募集を行う「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）」との間でスイッチングが可能です。 ただし、販売会社によっては「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）」の取扱いおよびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金申込の受付けを中止することおよび既に受付けた購入・換金申込を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2007年8月31日設定）
繰上償還	純資産総額が25億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約（償還）することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎年8月20日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。（再投資可能）
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時（毎年8月）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用		
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に対して年率1.837%（税抜年率1.67%）を乗じて得た額とします。 （運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率） 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）		
		委託会社	0.80%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	その他の費用・手数料	諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用		
		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
		印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等	
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
		売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
		保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。
◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※上記は、2026年2月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年8月21日～2025年8月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.00%	1.84%	0.16%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。


UBS

UBS

【使用開始日　2026年5月21日】

投資信託説明書（交付目論見書）

年4回決算・予想分配金提示型

UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）愛称：クールアース

追加型投信／内外／株式



○本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○**当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**

○本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社]（ファンドの運用の指図を行う者）

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

[受託会社]（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 （投資信託証券 （株式　一般））	年4回	グローバル （含む日本）	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2026年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,820億円（2026年2月末現在）

- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド（年4回決算・予想分配金提示型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月20日に関東財務局長に提出しており、2026年5月21日にその届出の効力が生じております。

©UBS2026.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 気候変動問題への対応に優れ、低炭素社会への長期的な移行から恩恵を受けると判断される世界各国の企業の株式を中心に実質的に投資を行います。

- 低炭素社会の実現に向けた取り組みは、あらゆるセクターの企業にとって長期的な成長と生き残りを賭けた構造的課題である一方、企業の収益成長に結びつく成長機会を生み出しています。
- 当ファンドでは、気候変動問題に対する社会全体に亘る広範な取り組みを投資機会として取り込むべく、主に以下の2つの企業群に着目して投資を行います。
 ①炭素削減の技術を有するソリューション・プロバイダー企業
 ②事業活動を通じて脱炭素社会を実現する各セクターにおけるリーディング企業
- 当ファンドはESGを投資銘柄選定の主要な要素としており、ESGを主要な要素として選定する投資銘柄の組入比率は100%とすることを目標としております。



資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 環境関連投資に豊富な経験と実績のあるUBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
・当ファンドの運用は、グローバルESG株式運用で優れた運用実績を持つ運用チームが、ESG分析の専担チームと協働して行います。

［マザーファンドの運用指図に関する権限の委託］
・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
・委 託 先 名 称：UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー
（UBS Asset Management（Americas）LLC）

3 年4回の決算時に収益分配を行います。

・毎決算時（原則毎年2月、5月、8月、11月の20日、休業日の場合には翌営業日。）に、収益分配方針に基づいて基準価額水準に応じた分配を目指します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
※分配方針の詳細は、後記「分配方針」をご覧ください。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 運用プロセス

・当ファンドは、低炭素社会の実現に向けて先進的な取り組みを行う高い投資魅力を有する企業を選別します。



＊当ファンドでは、アルコール、タバコ、遺伝子組み換え作物、ギャンブル・風俗関連、原子力、従来型の石油・ガスの採掘、石炭の採掘および一般炭（発電燃料用の石炭）から5%を超える収益を上げている企業および非人道的兵器にかかわる企業をポートフォリオから除外。また、国連グローバル・コンパクト原則（人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則）に違反している企業も除外。

2026年2月末現在

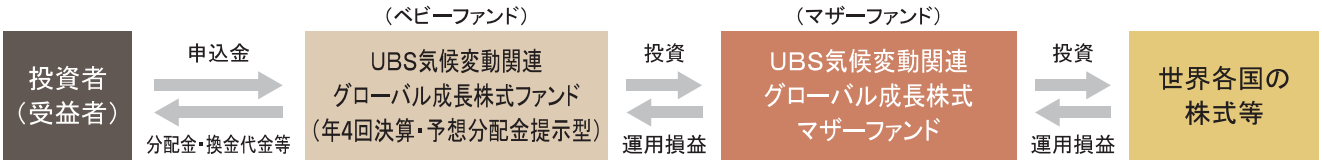
[ESGとは]
「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（統治）」の頭文字を取った言葉で、企業の持続的成長において重要な要素として注目されているものであり、当ファンドにおいてはこのうち「Environment（環境）」（二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギー等）に着目して運用を行います。

[当社のスチュワードシップ方針]
・UBSアセット・マネジメント・グループとして、各国のスチュワードシップ・コードならびに関連規制への準拠を表明しており、当社においても日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しています。
・企業のESGに関するパフォーマンスを分析し、特定されたリスクと機会についてエンゲージメントを行い、また一貫して議決権行使を行うことに、資産運用会社として責任を有すると考えています。投資家による積極的なオーナーシップが企業や市場全体の長期的な持続可能性と成功に貢献するものであり、効果的なスチュワードシップは、投資家と企業が直面する環境、社会、ガバナンスの問題を特定し、影響を与える機会を資産運用会社に提供すると考えています。
・UBSアセット・マネジメント・グループのスチュワードシップ方針ならびに実施内容等につきましては、以下のホームページをご参照ください。
http://japan1.ubs.com/am/pages/importance/ssc

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
[ファミリーファンド方式について]
当ファンドは「UBS気候変動関連グローバル成長株式マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20％以内とします。
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5％以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10％以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5％以内とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5％以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10％、合計で20％以内とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 分配方針

年4回の毎決算時（原則毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、原則として、上記の分配対象額の範囲内で、以下の方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。また、計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額※が急激に変動した場合等には、下記の分配を行わないことがあります。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

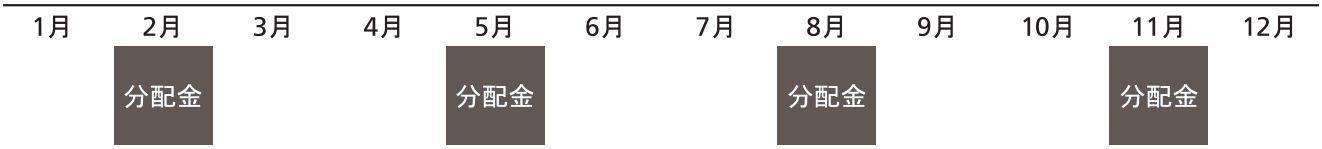
計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引き前）
10,500円未満	配当等収益相当分（経費控除後）の範囲内
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円

（注1）基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

（注2）分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

［イメージ図］



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

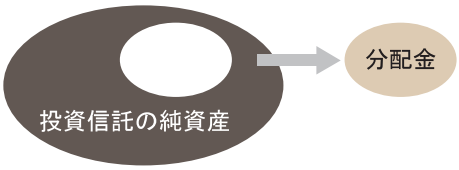
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

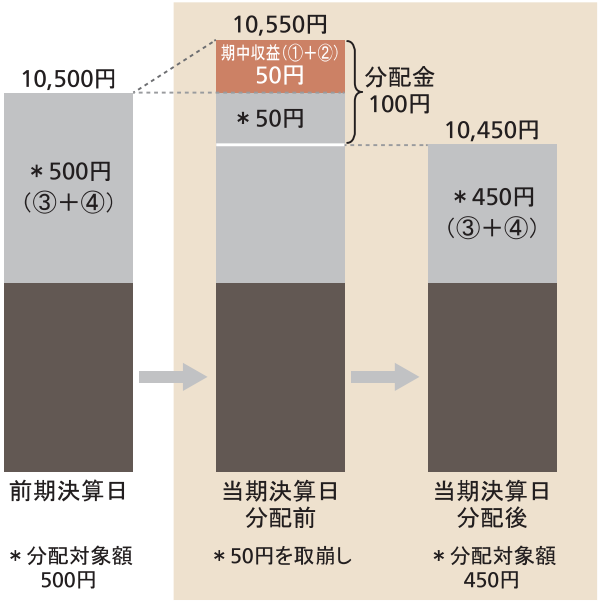
［投資信託で分配金が支払われるイメージ］



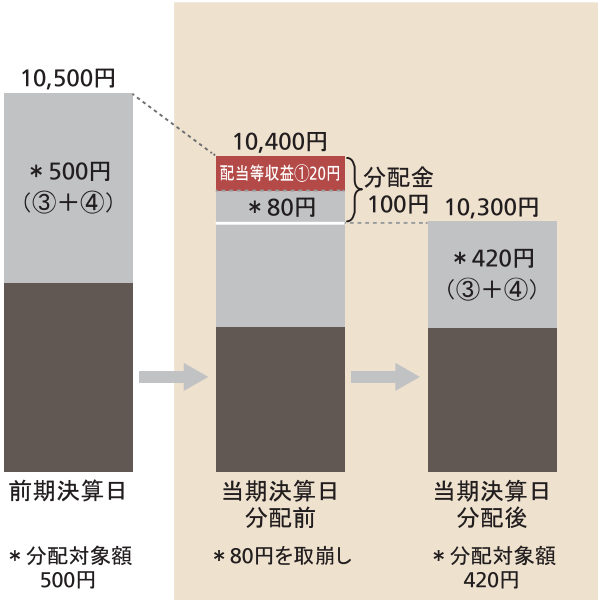
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

［計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合］

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

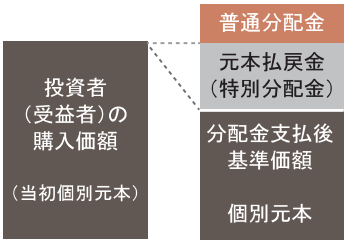


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

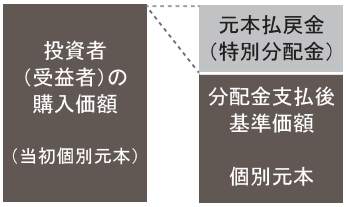
◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 主なリスク

・株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式（新規公開株を含みます。）に投資した場合の株価変動は、先進国に比べて大きくなる傾向があります。

・為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

・信用リスク

発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は株式の価格下落の要因のひとつであり、基準価額の下落の要因のひとつになります。

・流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

・大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

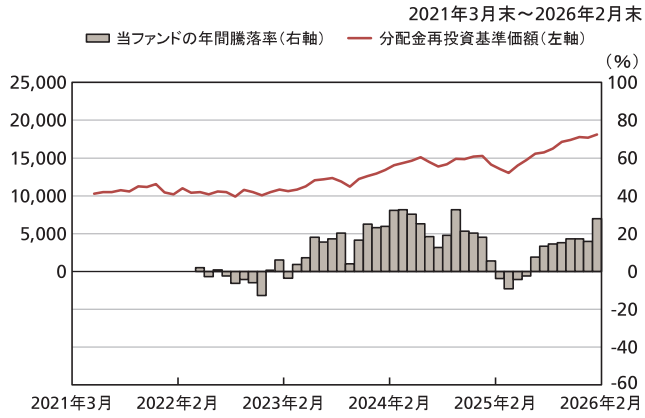
[ESGを銘柄選定の主要な要素とすることに関する留意点]
ファンドはESGの要素のうち気候変動への対応に優れ、低炭素社会への長期的な移行から恩恵を受けると判断される銘柄でポートフォリオを構築しているため、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。

リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

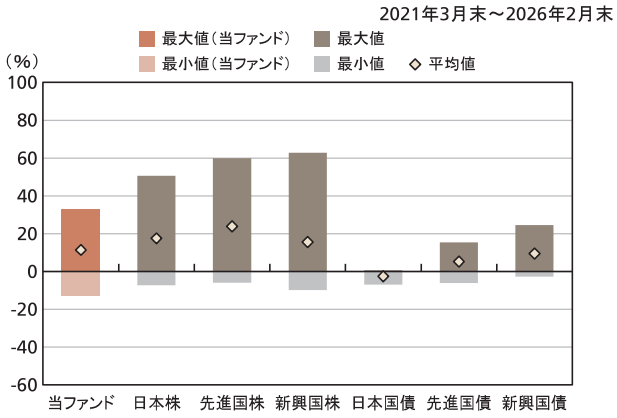
（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2022年5月から2026年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（%）

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	32.7	50.5	59.8	62.7	0.6	15.3	24.5
最小値	△ 12.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	11.4	17.5	23.9	15.5	△ 2.5	5.3	9.5

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年3月から2026年2月の5年間（当ファンドは2022年5月から2026年2月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

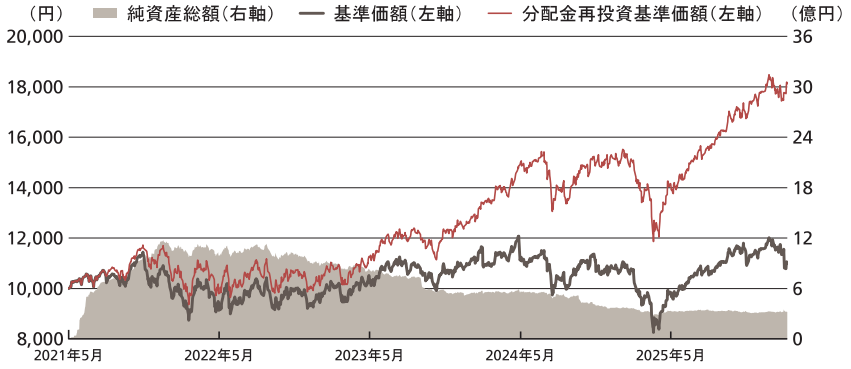
・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2026年2月27日現在）



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2025年2月	250円
2025年5月	0円
2025年8月	250円
2025年11月	500円
2026年2月	750円
設定来累計	5,500円

主要な資産の状況（2026年2月27日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	国／地域	業種	投資比率
1	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	6.12%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.62%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	半導体・半導体製造装置	4.39%
4	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.42%
5	REGAL REXNORD CORP	アメリカ	資本財	2.89%
6	DRAX GROUP PLC	イギリス	公益事業	2.66%
7	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	スペイン	銀行	2.53%
8	EUROFINS SCIENTIFIC	ルクセンブルク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.46%
9	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	2.41%
10	KNORR-BREMSE AG	ドイツ	資本財	2.32%

国／地域別投資比率

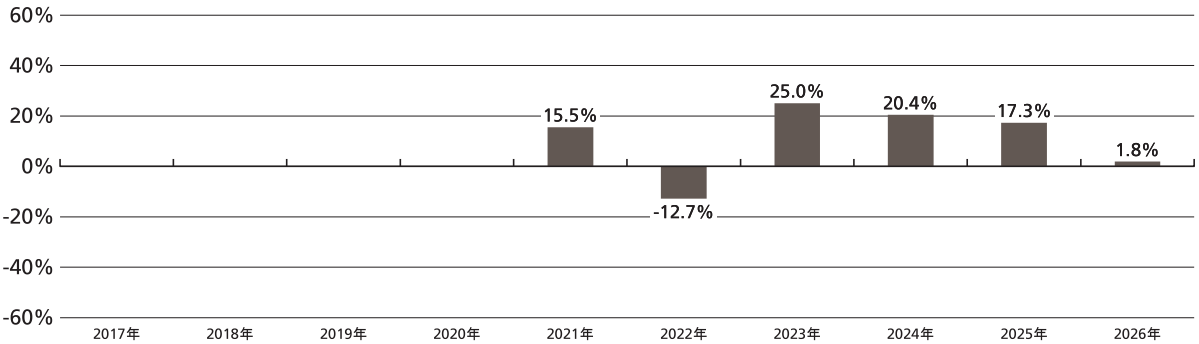
	国／地域	投資比率
1	アメリカ	47.94%
2	イギリス	4.83%
3	台湾	4.39%
4	ドイツ	4.31%
5	スペイン	4.13%
6	オランダ	4.10%
7	カナダ	4.05%
8	日本	3.45%
9	フランス	3.07%
10	ルクセンブルク	2.46%
その他の国		16.75%
現金・預金・その他の資産		0.52%
合計		100.00%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.60%組入れております。

業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率
株式	国内	電気機器	2.10%
		輸送用機器	1.35%
	外国	素材	8.74%
		資本財	15.29%
		商業・専門サービス	3.11%
		運輸	1.83%
		自動車・自動車部品	4.84%
		耐久消費財・アパレル	0.46%
		メディア・娯楽	6.12%
		食品・飲料・タバコ	3.50%
		ヘルスケア機器・サービス	3.13%
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.28%
		銀行	5.90%
		金融サービス	1.29%
		ソフトウェア・サービス	12.86%
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.93%
		公益事業	7.46%
		半導体・半導体製造装置	14.28%
合計			99.48%

年間収益率の推移（2026年2月27日現在）



※2021年については、当初設定日（2021年5月21日）から12月末まで、2026年は年初から2月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 （基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年5月21日から2026年11月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
スイッチング	当ファンドと別の目論見書により募集を行う「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド」との間でスイッチングが可能です。 ただし、販売会社によっては「UBS気候変動関連グローバル成長株式ファンド」の取扱いおよびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2021年5月21日設定）
繰上償還	信託契約締結日より1年経過後（2022年5月21日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が25億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則毎年2月、5月、8月、11月の20日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。（再投資可能）
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用		
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に対して年率1.837%（税抜年率1.67%）を乗じて得た額とします。 （運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率） 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）		
		委託会社	0.80%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	その他の費用・手数料	諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用		
		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
		印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等	
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
		売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
		保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。
◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※上記は、2026年2月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年8月21日～2026年2月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.00%	1.84%	0.16%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。


UBS